

新潟市財産評価審議会運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新潟市財産評価審議会規則（平成24年新潟市規則第36号。以下「規則」という。）第12条の規定に基づき、新潟市財産評価審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会議の開催)

第2条 審議会の会議は、原則として毎月1回開催する。ただし、会長が特に必要と認めた場合は、随時開催できるものとする。

(会議の招集)

第3条 会長は、審議会の会議を招集しようとするときは、原則として開催日の1週間前までに委員に次に掲げる書類を送付して通知する。

(1) 開催通知

(2) 審議資料

(欠席の通知)

第4条 委員は、招集を受けた場合において、事故のため会議に出席できないときは、会長に届け出なければならない。

(会議の進行)

第5条 会議の進行は議長が行う。

2 諮問依頼担当課は、議案の説明を行い、議長及び委員からの質疑について応答する。

3 議案説明及び質疑応答の後、議長及び委員相互の意見交換を行う。

4 議長は、意見交換の結果、議案説明又は質疑に対する応答の内容が不十分であり、審議に差支えがあると判断した場合には、諮問依頼担当課に議案を差戻すものとする。

(答申価格の決定)

第6条 意見交換等の終了後、議長は議案の可否を問い、答申価格を決定する。

(価格の有効期間等)

第7条 前条の規定により決定した価格の有効期間は、評価時点から起算して2年間とし、評価時点から起算して1年を経過した場合は、市が時点修正等の補正を行うことが適切である旨を答申に明記する。

(議事録の作成)

第8条 会長は、審議会の庶務を担当する市職員に会議の議事録を作成させるものとする。

附 則

この要綱は、平成24年4月16日から施行する。